

区からの情報提供

1 窓口（港区民の場合）※港区民以外の場合は支給決定自治体に確認ください

(1) 虐待について

窓 口：港区障害者虐待防止センター（障害者福祉課）

連絡先：電話 03-3578-2673

(2) 事故報告について

港区民の事故報告については、港区と東京都にご報告ください。東京都の報告先については、サービス種別によって異なります。

ア 港区窓口

担 当：港区 障害者福祉課 障害者事業所支援係

連絡先：電話 03-3578-2667

ファックス 03-3578-2678

メール minato43@city.minato.tokyo.jp

イ 東京都窓口

(ア) サービス種別：障害者支援施設、生活介護、自立支援

窓 口：東京都 施設サービス支援課 障害支援施設担当

連絡先：電話 03-5320-4156

ファックス 03-5388-1407

メール S0410819@section.metro.tokyo.jp

(イ) サービス種別：就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援

窓 口：東京都 地域生活課 就労支援担当

連絡先：電話 03-5320-4158

ファックス 03-5388-1408

メール S0410818@section.metro.tokyo.jp

(ウ) サービス種別：共同生活援助、短期入所

窓 口：東京都 地域生活課 居住支援担当

連絡先：電話 03-5320-4151

ファックス 03-5388-1408

メール S0410818@section.metro.tokyo.jp

(エ) サービス種別：居宅介護、行動援護、重度訪問介護、同行援護

自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援

窓 口：東京都 地域生活課 在宅支援担当

連絡先：電話 03-5320-4325

ファックス 03-5388-1408

メール S0410818@section.metro.tokyo.jp

(3) コロナ陽性報告（疫学調査報告含む）について

(区立施設) 窓口：障害者福祉課障害者施設係

連絡先：03-3578-2387

(民間施設) 窓口：障害者福祉課障害者事業所支援係

連絡先：03-3578-2667

(共通) ファックス 03-3578-2678

メール minato43@city.minato.tokyo.jp

(4) 苦情・相談窓口の変更について

令和4年4月、区の組織改正に伴い、以下のとおり窓口が変更となります。

窓口：障害者福祉課障害者相談支援担当

連絡先：03-3578-2826

(参考) 令和4年3月末まで 障害者福祉課障害者福祉係 (3578-2386)

※重要事項説明書の「港区の相談・苦情の窓口」を令和4年4月1日から変更してください。

2 令和3年度 港区指定・廃止状況

(1) 障害児通所支援事業

令和3年4月に障害児通所支援事業所の指定権限が東京都から港区に移譲されました。令和3年度の障害児通所支援事業所の指定の実績は以下のとおりです。

令和3年9月1日付 「ハッピーテラス芝浦教室」(児童発達支援事業追加) 指定

令和3年11月1日付 「児童発達支援・放課後等デイサービス
キッズプレイスたかなわだいセカンド」(多機能型：児童発達支援・放課後等デイサービス) 指定

令和4年1月1日付 「スポーツ塾 ハートフルデイ南青山」(多機能型：児童発達支援・放課後等デイサービス) 指定

令和4年2月1日付 「児童発達支援・放課後等デイサービス
Lumo by animom 芝浦校」(多機能型：児童発達支援・放課後等デイサービス) 指定

令和4年3月1日付 「コペルプラス 浜松町教室」(児童発達支援) 指定

(2) 相談支援事業

令和4年1月1日付 「ワークスF」(計画相談支援) 廃止

3 第三者評価の受審費用の助成（区制度）

区では、第三者評価の積極的な受審を支援し、サービスの質の向上を図ることを目的とし、第三者評価の受審費用及びその結果を踏まえたサービスの改善への取組にかかる経費を助成しています。

受審を検討している場合は、障害者事業所支援係（03-3578-2672）にご連絡ください。

4 東京都障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業（都制度）

令和4年度より、下表のとおり、助成対象事業所が拡充されます。

	現行	拡充後（令和4年度～）		
災害時対応要件	福祉避難所	①福祉避難所	②区との災害時協定	③その他
補助上限戸数	定員に応じ最大20戸	定員に応じ最大20戸		
補助率	7/8	7/8	7/8	1/2

・申請は、公益財団法人東京都福祉保健財団となります。詳しくは、財団のホームページを確認ください。

・区との災害時の協定締結については、障害者支援係に連絡ください。

5 障害者福祉課の重点施策について

<施策1>障害特性を踏まえた「タブレット、スマートフォン講習会」の開催

(1)「タブレット、スマートフォン講習会」の開催及び機器の貸与

ア 対象：ICT機器の操作に不慣れな障害者本人及びその支援者（家族、ヘルパー等）

イ 内容：障害者やその支援者が、ICT機器を活用することで、日常生活に必要な情報の取得やオンラインによる申請手続等をより円滑に行えるよう、講習会の開催や機器の貸与を行います。

ウ 実施回数：障害特性に応じたコースを用意

(ア) 視覚障害者向け 定員5名程度

(イ) 視覚障害者以外向け 定員15名程度

※平日コースと土曜コースがあり、各コース全4回

※第1回は令和4年8月、第2回は令和5年1月開催予定

エ 費用：無料

(2) 相談窓口の開設

- ア 対象：障害者本人及びその支援者（家族、ヘルパー等）
- イ 内容：講習会の受講後も、I C T機器の操作方法、機器貸与後の契約手続やデータの引継ぎ方法について相談できる総合窓口を開設します。
- ウ 開催場所：障害保健福祉センター（ヒューマンぷらざ）
- エ 開催回数：各月2回程度

<施策2>新たな障害者就労機会を創出し、多様な働き方の支援

(1) 分身ロボットを活用した働き方の推進

- ア 対象：重度の身体障害などにより、働くことが難しい障害者
- イ 内容：自宅から操作できる分身ロボットにより、商品の案内等を行います。

(2) 超短時間雇用の促進

- ア 対象：発達障害や精神障害により、長い時間働くことが難しい障害者
- イ 内容
 - (ア) 区が委託するコーディネーターが企業等を訪問し、超短時間雇用に適した仕事や必要な勤務条件等をアドバイスします。
 - (イ) 就労を希望する障害者の意向や障害特性に合わせ、超短時間雇用に適した仕事をマッチングします。
 - (ウ) 就労後も、安定して働き続けられるよう、区が支援します。
- ウ 就労人数（想定）：5人程度

(3) 重度障害者に就労時のヘルパー利用費を給付（令和4年度から実施）

- ア 対象：重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている就労者
- イ 内容：区がヘルパー利用費を就労者（重度障害者）に給付します。
- ウ 利用時間（想定）：4時間×20日（1月あたり）

<施策3>福祉総合窓口の設置（令和4年8月から実施）

- ア 内容：各福祉分野の専門職を含む包括的な相談体制を整えた福祉総合窓口を総合支所へ設置し、部門を横断した連携を一層強化することで、本人への支援だけでなく、世帯全体の状況を正しく把握し、世帯単位での適切かつ迅速な支援につなげます。
- イ 設置場所：各地区総合支所